

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和 2 年 5 月 1 日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子

委員 濱口 正久

委員 浜口 一利

議長 木下 順一

副委員長 河村 孝

委員 戸上 健

委員 世古 安秀

副議長 山本 哲也

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村総務課長
- ・濱口企画財政課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水 敏也

書記 中村 真緒

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午前 9時30分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、本日令和2年5月1日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
中村総務課長。

○中村総務課長 皆さん、おはようございます。

総務課長の中村です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年5月1日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

本日お配りしております議案一覧表、1枚物ですけれども、こちらのほうをご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第1号、第2号が令和2年度補正予算議案2件、議案第3号が条例議案1件の計3件を上程いたします。

それでは、議案第1号、第2号について説明をさせていただきますので、議案の概要、こちらのほうをご覧ください。

まず、1ページ目ですけれども、補正予算の規模ですが、令和2年度一般会計補正予算(第2号)は、防災対策事業で200万円、特別定額給付金給付事業で18億5,503万7,000円、生活困窮者自立支援事業で481万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業で2,239万3,000円のほか、学校体育活動事業で110万円等を計上し、補正後の一般会計予算額は143億2,010万円となっております。

特別会計において、国民健康保険事業で140万円を計上し、補正後の特別会計予算額は70億5,320万円となります。

4ページをお願いします。

上から説明させていただきます。

防災資機材等整備事業として200万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するためマスク、体温計等の購入経費を補正します。

次に、特別定額給付金給付事業として18億5,503万7,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給付金給付事業に係る経費を補正します。

次に、生活困窮者自立支援事業として481万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響により住居確保給付金の支給対象が拡大されたことから対象者の増加が見込まれるため、給付金を補正します。

次に、放課後児童健全育成事業として69万5,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、放課後児童クラブに配布する子供用マスク、消毒液等の購入経費を補正します。

5ページをお願いします。

保育所運営事業として246万5,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、保育所に配布する子供用マスク、消毒液等の購入経費を補正します。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業として2,239万3,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として子育て世帯への臨時特別給付

金給付事業に係る経費を補正します。

次に、小中学校園保健振興事業として110万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校から学校を再開するに当たり、感染拡大を予防するため消毒液等の購入経費を補正します。

6ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計ですが、傷病手当金として140万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給に係る経費を補正します。

以上が補正予算の概要でございます。

続きまして、提出議案の概要をご覧ください。先ほどの一覧表の裏面になります。

議案第3号、鳥羽市国民健康保険条例の一部改正について、市民課ですけれども、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に係る傷病手当金の支給に関する特例について必要な事項を定める。

主な内容ですが、対象者は被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者、支給対象となる日は労務不能となった期間のうち就労を予定していた日、ただし、最初の3日間は支給対象外となっております。

支給額としましては、直近3か月間の給与収入の日額相当額掛ける3分の2掛ける支給対象となる日となっております。

適用期間は、令和2年1月1日から9月30日となっております。

以上で提出議案についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○坂倉広子委員長 それでは、総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程等及び議案の取り扱いについて事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 おはようございます。

日程等についてご説明させていただきます。

会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長がご説明ありましたように補正予算議案2件、条例議案1件の計3件でございます。

次に、議案の取り扱い並びに会議日程についてであります。お手元の会議日程案をご覧ください。

日程及び議案の取り扱いについては、諸報告、会議録署名議員の指名後、議案第1号から第3号までの3件を一括議題とし、提案者の趣旨説明を行い、議案に対する質疑、そして所管の常任委員会へ付託いたします。

委員会は初めに総務民生常任委員会を開催し、議案第3号の鳥羽市国民健康保険条例の一部改正についての1議案を審査した後に、予算決算常任委員会を開催し、議案第1号の令和2年度一般会計補正予算及び議案第2号の令和2年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算を審査いただきます。

委員会審査の後、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決を行い、散会する日程とさせていただきます。

日程の説明は以上でございますけれども、議会運営の中でのことをご説明させていただきます。

既に、議員の皆様そして執行部の皆さんにはメールにてご連絡させていただきましたが、本会議場、委員会室ではマスクの着用を、そして、5月1日からエコスタイルの実施となりますので、本会議場、委員会室にお

いては上着及びネクタイ着用は10月末まで自由でございます。

また、本会議場、委員会室ともに議員席及び執行部席は以前よりも席の間隔を広げていただいております。例えば、本会議場では、これまで一つの机に3名の議員にお座りいただいておりますけれども2名とさせていただきますので、ご承知おきます。

そして、本会議場及び委員会室では窓を解放させていただいての開催となりますので、ご了承願います。

以上、よろしくご審査のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取り扱いについてご質問、ご意見はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺いします。

第1号の補正の2号ですけれども、これを見て愕然とした議員もたくさんおるといように思うんです。僕もその一人だけでも、3号の補正、これは執行部としてはいつ頃議会に提出する予定なんでしょうか。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 総務課長が戸惑っておるところを見ると、今日5月1日にこの2号、この2号というのはほとんど国に関するコロナ対策の事業で鳥羽市はどうするかという中身で、鳥羽市独自のやつはこの200万円の防災対策のマスクと消毒液、これぐらいしかありません。

市民が待望しておるのは鳥羽独自のいろいろな救済策です。それを本来であれば執行部は検討しておるはずなので、我々からすると、市民から、それは議会としてはいつ出るんだということを聞かれます。ですから、展望として執行部のほうがそれは、今、経済対策、こういうふうを考えておるんで、例えば5月10日過ぎになりますとか、15日になりますとか、そういう目鼻もないんかということなんです。僕が聞いておるのは。

○坂倉広子委員長 戸上委員。よろしいですか。

皆さん思いはあろうかと思えますけれども、戸上委員の質問については、現在は議会運営委員会ということでございますので、次のところで議論をさせていただきたいと思えます。

戸上委員。

○戸上 健委員 それはわかるんだけど、僕もしつこく言いたくないけれども、議運として議会の在り方として、じゃあこの2号補正が出て、もっと充実した3号補正というのはいつ頃になるのかということぐらいは、僕は目鼻として、議会としては押さえておく必要があるというのが僕の意見です。

結構です。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

議長。

○木下順一議長 戸上さんが言われることはよくわかるんですけども、これどうですやろ、予算委員会があるんで、その中で、冒頭、企画財政課長が今どんな状況かというのぐらいいはできませんか。どんな考えであるかとかそんなんは、どうやろう。

○坂倉広子委員長 答弁。

企画財政課長。

○濱口企画財政課長 初めて企画財政課長として出席させていただきました濱口です。

戸上委員のおっしゃることはよくわかります。

できれば、予算委員会の際に、今の方針はないわけではないので、その当たりで答弁をさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○坂倉広子委員長 浜口委員。

○浜口一利委員 どこかでそのことについては議員に説明する部分というのがあってもしかるべきだと思いますし、その場が今日のこの議運ではあれやけれども、議運の中で、先ほど議長、予算委員会の中で説明ということで、それでいいわけなんですけれども、議長、副議長、議会の中で今度の次の手を考えてくださいよというようなことは、当然、今までも言われていたと思うんですけれども、また正式に執行部のほうに何とかできやんかと言うぐらいのことしか今はできないと思うんですけれども、具体的にあれをやってくれ、これやってくれと言うても、やはりなかなか難しいところがあるもので、それについてはそのような方向で何とか行動を起こすということぐらいでいいと思うんですけれども。そのことを言いたかったのです。

○坂倉広子委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、それではお諮りをいたします。

議案の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案の取り扱いについては、そのように決定をいたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもって議会運営委員会を散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前 9時44分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年5月1日

議会運営委員長 坂 倉 広 子